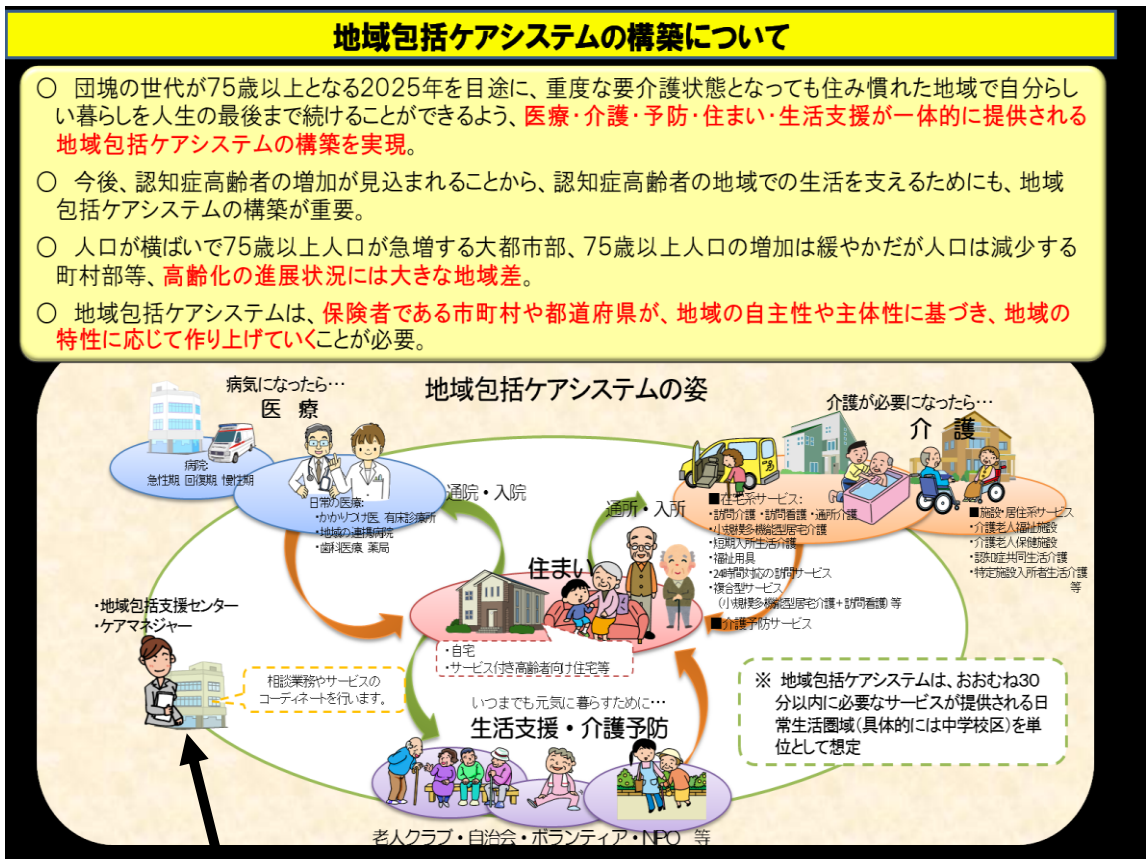


地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組について

1 地域包括ケアシステムとは  
(法令上の定義)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

第2条 この法律において、「地域包括ケアシステム」とは、地域の实情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。



(厚生労働省資料より)

**<地域包括支援センターの役割>**

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ① 介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者等に対する権利擁護事業
- ④ 支援困難ケースへの対応など介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援

の4つの事業に加え、住まいの支援や見守り等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担っている。

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた県・市町村の取組

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ○「地域ケア会議」の開催等による多職種連携の推進

- ・ 地域包括支援センターは、保健医療及び福祉の関係者等で構成される「地域ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築へとつなげていく。
- ・ 県は、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域ケア会議への専門職派遣、地域包括支援センター職員研修の実施等により支援する。

### (2) 医療と介護の連携の強化

地域における保健・医療・福祉の関係機関や団体等の連携強化の取組を進めるとともに、在宅医療体制の充実を図る。

#### ○市町村における医療と介護の連携

介護保険制度の改正により、2018(平成30)年度以降、すべての市町村が「在宅医療・介護連携推進事業」を実施することとなった。

県は、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、市町村の取組を支援する。

### <在宅医療・介護連携推進事業>

事業項目	取組例
ア 地域の医療・介護の資源の把握	・地域の医療機関や介護事業所等の住所、機能等を調査し、リスト化・マップ化して公開
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討
ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	・情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	・医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援
カ 医療・介護関係者の研修	・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得 ・介護職を対象とした医療関連の研修会を開催
キ 地域住民への普及啓発	・地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ・パンフレット、チラシ、ホームページ等を活用した在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・同一の二次医療圏内にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

### (3) 地域での支え合いの推進

#### ○介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援等の実施

介護保険法改正により、要支援者に対する訪問介護と通所介護は予防給付から市町村による地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行した。これにより、市町村は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、生活支援を含めた多様なサービスを提供することが可能となった。

→ 高齢者も生活支援サービスや通いの場の運営に担い手として参加することにより、「支援する側、される側」という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していくことが期待される。

#### ○地域福祉を推進する人材の活動支援・育成

市町村は生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの開発、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を地域に配置するとともに、生活支援コーディネーターのほか、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域組織、民間企業、ボランティア団体等生活支援サービスを担う多様な主体で情報共有や連携・協働を進めるための協議体を設置する。

県は、生活支援コーディネーターの養成やネットワーク化を進めるための研修等を行い、市町村の取組を支援する。

